

DX・AXの意味するもの

慶應義塾大学法学部 大屋雄裕

Keio University



大屋雄裕（慶應義塾大学法学部）

- 専門は法哲学……情報化社会論
 - 情報技術の発展が法・政治システムに及ぼす影響
 - 内閣府・人間中心のAI社会原則検討会議
 - JST-RISTEX「科学技術のELSIへの包括的実践」
 - プログラム・アドバイザー
- 地方自治関係の仕事もしてきた
 - 第32～34次 地方制度調査会委員



日本の動き①

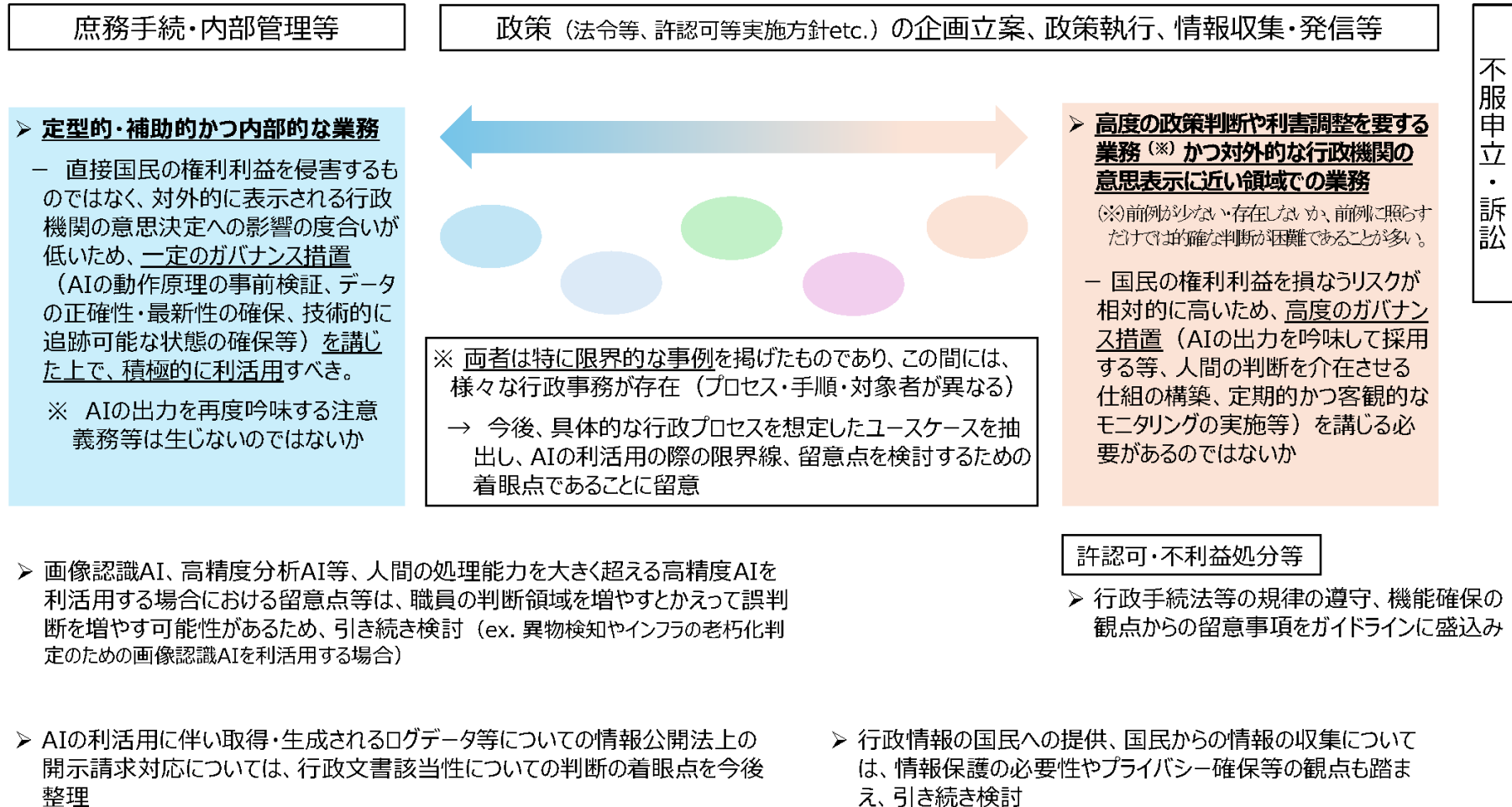
- AI法の制定（2025.7、令和7年法律53号）
 - 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律
 - 法律事項は皆無に近い……人工知能戦略本部・基本計画体制
 - 16条：侵害事案の分析→事業者等への指導・助言
- 人工知能基本計画（25.12.23閣議決定）
- AI指針（人工知能関連技術の研究調査及び活用の適正性確保に関する指針 25.12.19本部決定）

日本の動き②

- 総務省・経産省ガイドラインの統合→AI事業者ガイドライン
 - ガバナンスに力点、最新動向に注視（AIエージェント・Agentic AI
フィジカルAI）
- 自治体におけるAI活用・導入ガイドブック（総務省（自治））
- 行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン（デジタル庁）
 - ガバメントAI「源内」の提供開始……生成AI利用環境
- 行政通則法AI利活用ガイドライン（仮称）（総務省（総務））
 - 行政手続法・行政事件訴訟法etc.への対応

2. ガイドラインで示す行政通則法的観点からの限界線、留意点等の全体像（俯瞰的イメージ）

（1）行政事務全般



人工知能（AI）の定義？

- AI事業者ガイドライン（1.1版、総務省・経産省、2025/3）

AIは未だ確立された定義は存在しないが、「人工」・「知能」とあるように、人間の思考プロセスと同じような形で動作するコンピュータープログラム、コンピューター上で知的判断を下せるシステム等を指す。

- 人間中心のAI社会原則（統合イノベーション戦略推進会議、2019/3）

「AI（……）」の定義については研究者によっても様々な考え方があり、現在のところ明確な定義はない。

人工知能（AI）の定義？

■ AI法（2025.9施行）2条

この法律において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。



現実的な説明

- 自動化されたプログラムの動作のうち新奇なもの
- AI搭載エアコンの広告
- Excelのオートフィル
- 共有されている**技術的本質**があるわけではない

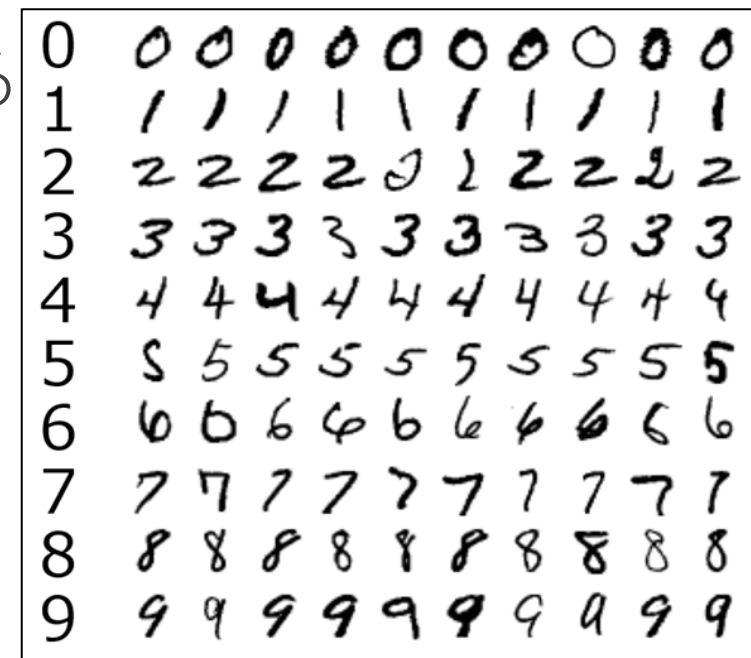
1	甲	子	1	1
2	乙	丑	3	2
3	丙	寅	5	3
4	丁	卯	7	5
5	戊	辰	9	6
6	己	巳	11	7.3
7	庚	午	13	8.6
8	辛	未	15	9.9
9	壬	申	17	11.2
10	癸	酉	19	12.5

エキスパートシステム（第二次AIブーム）

- 知識表現
 - 専門家の判断におけるルールを定式化
 - 事実を入力 → 結論を算出
 - AIと法についての国際会議（ICAIL）（1987）
 - 法的知識情報システムについての国際会議（JURIX）（1988）
- しかし……
 - 定式化できない潜在知の問題、阻却事由などのルール化に問題

機械学習・深層学習（第3次ブーム）

- 大量の実例と正解を与える
↓
- 正解に到達するように自動的に学習・調整する
 - 特徴量とその程度を学習するシステム
- ルールを記述できない判断が可能に
 - 文字認識、顔認識、音声認識……



二つの異なる「AI」

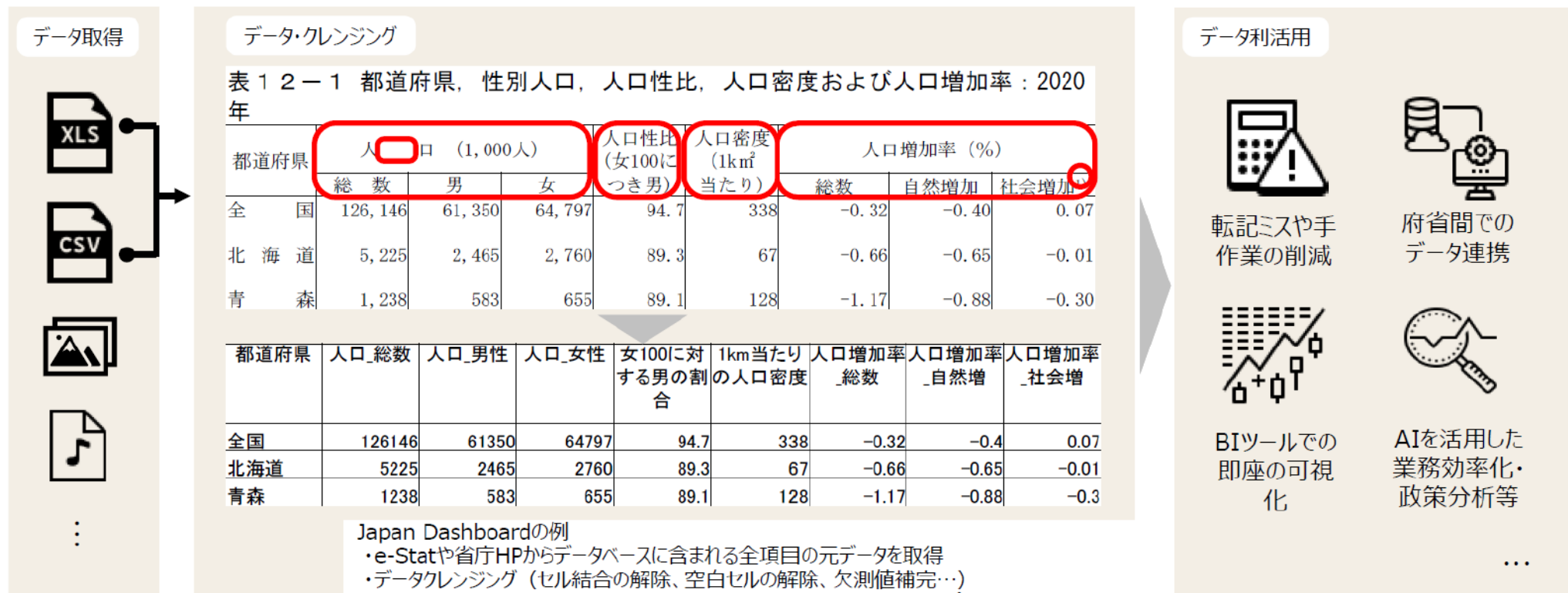
- **トラディショナルAI**
 - 第1次・第2次ブームにおいて発展
 - 明示的に記述されたルール → 予測可能性と限定された機能
- **モダンAI**
 - 第3次ブーム（＋生成系AI）により発展
 - 学習による柔軟な機能向上 → 実用性とブラックボックス化

DX ? AX ?

- デジタル情報を基盤とするという意味で両者は連続的
 - DX = 処理対象、AX = 処理 + 学習対象
- データの整備、プロセスの統一、自動化
 - 龍ヶ崎市／竜ヶ崎南高校／竜ヶ崎税務署／龍ヶ崎公共職業安定所
- 人間が処理する前提が生み出すもの
 - 処理のユレ・モレ
 - 処理者に対応したローカルルール（書類の重ね順）

■ 行政データの機械可読性ルールについて

- データを利活用しようにも、多くの行政データが直ちに使える状態にないのが実態（行政データの利活用に際し、人間が見易いように整えられたデータは、機械では認識できないから、機械で正しく判別し処理できるようにデータを整形する必要。現場の職員やエンジニアに膨大な負担）
- データの作り方のルールがないため、今この瞬間も新たに生み出される多くのデータも、直ちには利活用できない状態。
- データの整形にかかる負担とコストを削減し、より早く、負担少なく、データ利活用をできるようにする機械可読性を確保するためのルールを整備。



（出典）第12回デジタル行財政改革会議（令和7年12月24日）資料

Transformation = 変容

- デジタル技術の導入、ではない
 - **アナログプロセスの排除**……はじめて効率化が実現
 - それまでは二系統の処理が併存、かえってコスト増に
- **底辺への粘着性**
 - 弱者救済の名のもとに排除せず、支援を継続
 - 離脱するインセンティブの消失、かえって移行が遅れる
 - その裏側で真の弱者に負担が？

誰も取り残さない、方法

- 真に対応不能なマイノリティは存在し得る
 - 特別の対応を用意する必要 = 行政コストの発生



- 全体のDX・AXによる効率化
 - 行政コストの全体的な減少

- バックヤードの効率化によりフロントヤード対応の資源を！